

六次産業化法第5条第1項に基づき申請された総合化事業計画に記載の 直売所に関する事務取扱要領

制定 令和4年11月15日 4食流第338号

第1 趣旨

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下、六次産業化法という。）第5条第1項に基づき申請された総合化事業計画に記載の直売所に関する手続きについては、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）」第5条第1項に基づき申請された総合化事業計画に記載の直売所設置要綱（令和4年11月10日付け4食流第332号愛知県農業水産局長制定。以下「直売所設置要綱」という。）で定めるところによるほか、本事務取扱要領に定めるところによるものとする。

第2 事前協議

農業水産局長は、直売所設置要綱第3条に基づき開設者より申請があった場合は、様式1により直売所を開設する予定の場所を所管する建設事務所長に、都市計画法第33条の規定に関する適合性を照会するものとする。

直売所を開設する予定の場所を所管する建設事務所長は、様式2により農業水産局長に回答するものとする。

第3 同意の確認

農業水産局長は、六次産業化法第5条第8項に基づき、東海農政局長から同意の協議があった場合は、様式3により直売所を開設する予定の場所を所管する建設事務所長に照会するものとする。

直売所を開設する予定の場所を所管する建設事務所長は、第2の事前協議の内容を踏まえ、様式4により農業水産局長に回答するものとする。

第4 開発許可（建築許可）申請の確認

建設事務所は、開設者より六次産業化法に基づく総合化事業計画に記載の直売所について、開発許可（建築許可）の申請があった場合、申請書に総合化事業計画の認定書の写しを添付させることとし、許可申請の審査においては、前項までの内容と齟齬がないかを確認審査することとする。

（附 則）

この要領は、令和4年11月15日から適用する。

(様式1)

(文書番号)

年 月 日

〇〇建設事務所長 殿

農業水産局長

六次産業化法第5条1項に基づき申請される総合化事業計画に記載の直売所に
関する事前協議について(照会)

このことについて、六次産業化法第5条第1項に基づき申請された総合化事業計画に記載の直売所設置要綱第3条に基づき、〇〇より事前協議がありましたので、都市計画法第33条の規定に関する適合性について、〇年〇月〇日(〇)までに回答をお願いします。

担 当 農政部食育消費流通課
輸出促進・六次産業化グループ(〇〇)

電 話

ファックス

(様式2)

(文書番号)

年 月 日

農業水産局長 殿

〇〇建設事務所長

六次産業化法第5条1項に基づき申請される総合化事業計画に記載の直売所に関する事前協議について(回答)

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号の照会については、下記のとおりです。

記

(意見)

内容を審査したところ、協議案件については、都市計画法第33条の規定に適合しています。

(意見がある場合：審査の結果、意見につきましては、別紙のとおりです。)

担 当 建築課〇〇グループ(〇〇、〇〇)

電 話

ファックス

(様式3)

(文書番号)

年 月 日

〇〇建設事務所長 殿

農業水産局長

六次産業化法第5条1項に基づき申請された総合化事業計画に記載の直売所に
関する同意確認について（照会）

このことについて、〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で東海農政局より同意の協議がありました。

については、同協議への回答を行うに当たって、貴職の意見が必要ですので、〇年〇月〇日（〇）までに、回答してください。

担 当 農政部食育消費流通課
輸出促進・六次産業化グループ（〇〇）

電 話

ファックス

(様式4)

(文書番号)

年 月 日

農業水産局長 殿

〇〇建設事務所長

六次産業化法第5条1項に基づき申請された総合化事業計画に記載の直売所に
関する同意確認について(回答)

このことについて、下記のとおり回答します。

記

(意見)

内容を確認したところ、特に意見はありません。

(意見がある場合：意見につきましては別紙のとおりです)

担 当 建築課〇〇グループ(〇〇、〇〇)

電 話

ファックス

(様式 2、様式 4 別紙)

意見等

所属名		担当者名	
担当者連絡先	電話 (内線)	F A X	
意見等	① (資料〇〇、〇頁、〇行目)		
	理由	①	

※御意見が複数場合、() 書きで該当箇所を御記入いただき、①②・・・と番号を付してください。